

## 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修 「施術管理者研修」の申し込み方法のお知らせ

施術管理者研修においては、予約を申請された方のお申し込みを一旦受け付けた後、優先度の高さなど※を考慮して受講者を決定し、受講のご案内を各申請者に通知する仕組みとしています。

※ 優先度が高い方

- ① 施術管理者死亡により、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を地方厚生（支）局へ提出し、受領委任の取扱いの登録又は承諾をされている方
- ② 開業はしているが、施術所に施術管理者がおらず、受領委任の取扱いを行っていない方
- ③ 既に開業準備を行っている方
- ④ 近日中（6ヶ月以内）に施術管理者が退職することから施術管理者がいなくなることが確定するため、同じ施術所に勤務する柔道整復師又は他の施術所からの後任者が新たに施術管理者となる予定の方  
高年齢等の事情から受領委任の取扱いを辞退する予定の親から事業承継を受けると同じ施術所に勤務する柔道整復師である子である方

予約のお申し込みは、公益財団法人 柔道整復研修試験財団のウェブサイトを通じて行っていただきます。

その際、次のページの以下の書類（PDF、画像など）が必要となりますので、ご注意ください。

<p>上記①の方</p>	<p>施術管理者の死亡による登録または承諾の場合</p>	<p><b>「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録（又は承諾）について」の写し</b>                  （平成22年5月24日付保発0524第2号）別添1別紙様式第3号                  又は別添2様式第3号</p>
<p>上記②の方</p>	<p>開業はしているが、施術所に施術管理者がおらず、受領委任の取り扱いを行っていない場合</p>	<p><b>保健所に提出した施術所開設届などの写し</b></p>
<p>上記②の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を2年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  （令和4年2月14日付保発0214第3号）別紙様式1</p>
<p>上記③の方</p>	<p>既に開業準備（不動産の売買、不動産の賃貸、設備の購入又は器具の購入）を行っている場合</p>	<p><b>開業準備が確認できる書類</b>                  （不動産売買契約書の写し、不動産賃貸契約書の写し、構造設備の領収書の写し、施術に用いる器具の領収書の写し等のいずれかひとつ）</p>
<p>上記③の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を2年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  （令和4年2月14日付保発0214第3号）別紙様式1</p>
<p>上記④の方</p>	<p>近日中（6ヶ月以内）に施術管理者が退職することから施術管理者がいなくなることが確定しているため同じ施術所に勤務する柔道整復師又は他の施術所からの後任者が新たに施術管理者となる場合                  高齢等の事情から受領委任の取扱いを辞退する予定の親から同じ施術所に勤務する柔道整復師である子が事業承継する場合</p>	<p>【近日中に施術管理者が退職することが確定しているため、同じ施術所に勤務する柔道整復師が新たに施術管理者になる場合】                  ・退職者の退職届の写し（任意様式。妊娠の場合、母子手帳の写し※妊娠が分かる箇所のみ）、施術所開設届の写し、開設者又は法人代表者の申立書の写し（開設者又は法人代表者の署名）</p> <p>【近日中に施術管理者が退職することが確定しているため、他の施術所から後任者を配置する場合】                  ・退職者の退職届の写し（任意様式。妊娠の場合、母子手帳の写し※妊娠が分かる箇所のみ）、施術所開設届の写し、後任者との雇用契約書の写し、開設者又は法人代表者の申立書の写し（開設者又は法人代表者の署名）</p> <p>【高齢等の事情から、親から同じ施術所に勤務する柔道整復師である子が事情承継する場合】                  ・施術所開設届の写し、施術管理者が高齢等であるため引き継ぐ旨の申立書の写し（開設者又は法人代表者の署名）</p>
<p>上記④の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を2年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  （令和4年2月14日付保発0214第3号）別紙様式1</p>